

機関設計

326条（株主総会以外の機関の設置）

- 1 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。
- 2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。

* 326条1項より、全ての株式会社には、株主総会と取締役が必要とわかる。

* 2項から「定款の定めによって」さまざまな機関を置くことができる（機関設計自由の原則）。

その例外が327条・328条。

327条（取締役会等の設置義務等）

- 1 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。
 - 一 公開会社
 - 二 監査役会設置会社
 - 三 監査等委員会設置会社
 - 四 指名委員会等設置会社

- 2 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

取締役会には監査役をよぶので！（368条1項） 監査役の業務監査のため
ただし、非公開会社で……

監査役をおけないのは2つの委員会設置会社

<327条2項ただし書き>

非公開会社では、取締役会があっても、会計参与がいれば監査役は不要

監査役の職務＝①業務監査、②会計監査

非公開会社＝全部株式譲渡制限会社→株主が固定→株主がある程度①業務監査を、会計参与（税理士等）が計算書類を作成しているので②会計監査しなくても信用しても。

3 **会計監査人設置会社**（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、**監査役**を置かなければならない。

外部チェックは監査役との協力が必要！

- 4 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。
- 5 **監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社**は、**会計監査人**を置かなければならない。
- 6 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。
- 328条（**大会社における監査役会等の設置義務**）
- 1 **大会社**（**公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。**）は、**監査役会**及び**会計監査人**を置かなければならない。
- 2 **公開会社でない大会社**は、**会計監査人**を置かなければならない。

大きな瑕疵は外部チェックを！

「大きな」…公開大会社(328条1項)、非公開大会社(328条2項)

「瑕疵」…監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社

監査役会必ず必要なのは公開大会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）**だけ** ←監査の充実のため